

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく処分に係る審査基準

制定 令和3年3月24日

第1 趣旨

1 この審査基準は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可及び第17条第1項に規定する変更許可の審査にあたって必要な事項を定めるものである。

2 前項の審査にあたっては、この審査基準に定めるもののほか、法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）その他次の各号に掲げる規則等によるものとする。

- (1) 群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年規則第8号）
- (2) 群馬県土砂災害防止法に係る特定開発行為事務取扱要領
- (3) 群馬県特定開発行為許可審査マニュアル

第2 定義

1 この基準において「特別警戒区域」とは、法第9条に定める土砂災害特別警戒区域をいう。

2 この基準において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する「開発行為」と同義である。

3 この基準において「予定建築物」とは、特別警戒区域内の当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物をいう。

4 この基準において「制限用途」とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令第6条で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

5 この基準において「特定開発行為」とは、特別警戒区域内で行われる開発行為であり、予定建築物の用途が制限用途であるものをいう。

6 この基準において「特定予定建築物」とは、予定建築物の用途が制限用途である予定建築物をいう。

第3 審査基準

1 許可の基準

特別警戒区域内における特定開発行為の許可（変更許可を含む。以下同じ。）の申請があったときは、次のいずれの要件も満たす場合には、その許可をしなければならない。

- (1) 法第11条第1項第3号及び第4号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令第7条で定める技術的基準に従い講じたものであるとき。
- (2) その申請の手続が法又は法に基づく命令の規定に違反していないと認めるとき。

2 開発行為該当性に係る判断の基準

開発行為に該当するか否かの判断にあたっては、都市計画法又は同法に基づく命令の規定に従って行うものとする。

3 予定建築物の制限用途該当性に係る判断の基準

- (1) 予定建築物の用途が非自己用住宅並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令第6条で定めるものに限る。）であるときは、制限用途に該当するものとする。
- (2) 予定建築物の用途が制限用途であるか否かの判断にあたっては、当該用途が住宅（自己の用に供するものを除く。）並びに社会福祉施設、学校及び医療施設（政令第6条において定めるものに限る。）を含まないことが確定していないときは、制限用途に含まれるものと解する。
- (3) 政令第6条で定める社会福祉施設、学校及び医療施設に該当するか否かの判断にあたっては、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上施設の性格を評価した上で施設の概念に含めて捉えることが可能なものは、制限用途であると解して差し支えないものとする。
- (4) 上記(2)の判断にあたっては、各施設を所管する関係部局と連絡調整のうえ、適宜、適切に判断するものとする。

4 特定開発行為該当性に係る判断の基準

- (1) 特別警戒区域内における開発行為において特定予定建築物を建築しようとする場合は特定開発行為に該当するが、その判断基準は、特定予定建築物の敷地が特別警戒区域内に含まれるか否かによるものとする。
- (2) 一の建築物が特別警戒区域の内外にわたる場合は、その用途が制限用途である限り、特別警戒区域内の部分が特定予定建築物にあたり特定開発行為に該当するものと解する。この場合において、構造上分離されていても用途上不可分であれば一の建築物とみなす。
- (3) 例えば、用途上不可分であれば、エレベーターや集会施設等の非住居部分のみが特別警戒区域内に存することとなっても、一の建築物としての住宅（マンション）が特別警

戒区域内に存すると解するものとする。また、食事棟が特別警戒区域内に、住居棟が区域外に立地する有料老人ホームの場合も、これらの棟全体として施設の用途を発揮しているものであるから、一の建築物としてみて特別警戒区域内に予定建築物が存するものと解する。

(4) 予定建築物の用途が確定していない場合は制限用途に該当するから、特定開発行為に該当するものとする。

5 適用除外に係る判断基準

特定開発行為にあたる場合であっても、次に掲げる各号に該当するときは許可を得ることを要しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

(2) 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

6 対策工事等の技術的基準適合性に係る判断の基準

群馬県特定開発行為許可審査マニュアル中の技術審査基準に基づき、対策工事等が政令第7条に定める技術的基準に適合しているか否かを判断するものとする。